

# 表示責任を有する者及び 実際に製造等を行う場所の整理について

平成26年1月23日

消費者庁食品表示企画課

# 目次

- 表示責任を有する者等の整理に関する論点 ..... 3
- 食品表示法における食品関連事業者の義務 ..... 5
- 「表示責任を有する者」について(現行のJAS法に基づく表示について) ..... 8
- 実際に製造や加工を行う場所について(現行の食品衛生法に基づく表示について) ..... 19
- 食品表示基準に基づく表示例 ..... 26

# 表示責任を有する者等の整理に関する論点

## 現行制度

- JAS法に基づく表示基準において、「表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所」を表示させている。

(機能)

- ・食品の素性についての問合せ先
- ・表示に誤りがあった場合における問合せ先  
(一義的な表示是正措置の対象)

- また、食品衛生法に基づく表示基準において、衛生上の観点から、どこで製造(又は加工)されたものかを明らかにするため、製造所(又は加工所)の所在地と製造者(又は加工者)の氏名を表示させている。

(機能)

- ・食品衛生上の問題が生じた場合における立ち入り先(この表示により、迅速に調査を開始し、危害の拡大を防止することができる。)

<表示例>

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	80g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光及び高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	〇〇株式会社 123-4567 東京都▲▲区...
製造者	■■株式会社 234-5678 埼玉県△△市...

JAS法に基づく表示。「表示内容に責任を有するもの」の氏名と住所について記載。  
製造業者、販売業者、加工包装業者、輸入業者は、それぞれの欄名を「製造者」、「販売者」、「加工者」又は「輸入者」と記載する。

食品衛生法に基づく表示。実際に製造や加工等をしている者と所在地について記載。

## 食品表示基準

- 表示責任を有する者(以下「表示責任者」という。)については、食品の素性の問合せ先としての機能を有し、消費者の食品選択に資するため、表示することが適当。

→(論点)

- ・食品表示法における食品関連事業者の義務とは《5頁参照》
- ・表示責任を有する者をどのように考えるか《8頁以下参照》
- ・表示責任者をどのように表示するか《12頁参照》
- ・食品衛生法とJAS法で意味合いが異なる「製造者」、「加工者」の用語の整理  
《16頁参照》

- 製造(又は加工)された場所については、衛生上の危害が発生した場合の問合せ先としての機能を有することから、表示することが適当。

→(論点)

- ・製造(又は加工)された場所をどのように表示するか《19頁以下参照》
- ・食品衛生法とJAS法で意味合いが異なる「製造者」、「加工者」の用語の整理  
《21頁参照》

# 食品表示法における食品関連事業者の義務

## 食品表示法

- 第5条において、食品関連事業者等(※1)は、食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。)してはならないこととされている。

※1 「食品関連事業者等」とは、以下の者をいう(第2条第3項)。

- ・食品の「製造」、「加工」若しくは「輸入」を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の「販売」を業とする者
- ・これら以外の食品の販売をする者

なお、「販売」には、不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をも含むものである(第1条)が、所有権の移転を伴わない行為は「販売」には含まれない。したがって、所有権の移転を伴わない行為を行う者は「食品関連事業者」には該当しない。

食品関連事業者に該当しない例:

- ・所有権の移転を伴わない、単なる運送を行う運送業者
- ・所有権の移転を伴わない、単なる保管を行う倉庫業者
- ・所有権の移転を伴わずに、委託元からの指示に基づき、委託元から供給された材料を用いて、単に調理作業を行う加工業者

- また、食品表示基準違反に対する指示や命令、罰則等の措置は、表示をする事業者のみならず、「販売」を行う事業者(食品関連事業者)を広く対象としている。
- このため、食品表示に関して一義的に指示や命令、罰則等の対象となるのは、表示責任を有する者であるが、既に表示がされた食品を仕入れて販売する事業者についても、食品表示基準に従った表示がされていない食品を販売した場合には、それらの措置等の対象となり得る(※2)。

※2 現行のJAS法においても、既に表示がされた食品を仕入れて販売する事業者が、品質表示基準に従った表示がされていない食品を販売した場合には、指示等の対象となり得る。また、現行の食品衛生法においても、当該事業者は、営業停止命令や営業禁止、営業許可取消等の対象となり得る。

## ●食品表示法

※ 点線…措置を行う要件 / 下線…措置

前回資料からの変更なし

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者(以下「食品関連事業者」という。)
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

(食品表示基準の遵守)

第5条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第6条 食品表示基準に定められた(略)表示事項(略)が表示されていない食品(酒類を除く(略))の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた(略)遵守事項(略)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(略)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 (略)

3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣(略)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6・7 (略)

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、(略)食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項(略)について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、(略)表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 財務大臣は、(略)表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4～9 (略)

第17条 第6条第8項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第18条 第6条第8項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第19条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地(原材料の原産地を含む。)について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第20条 第6条第5項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

「表示責任を有する者」について  
(現行のJAS法に基づく表示について)

# 表示責任を有する者に係る現行のルール

## 現行のJAS法

加工食品については、一括表示欄に、**「表示内容に責任を有する者」の氏名及び住所**を記載することとされている。

(理由)加工食品の内容を最もよく把握している者に表示の責任を負わせることが適当であるため。

### ●JAS法

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

第19条の13の2 **製造業者等**は、品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

※ 製造業者等とは、農林物資の製造、加工(調整又は選別を含む。)、輸入又は販売を業とする者をいう(JAS法第14条参照)。

### ●加工食品品質表示基準

(加工食品の義務表示事項)

第3条 加工食品(業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。)の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者(以下「製造業者等」という。)が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1)～(5) (略)
- (6) **製造業者等の氏名又は名称及び住所**

(加工食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

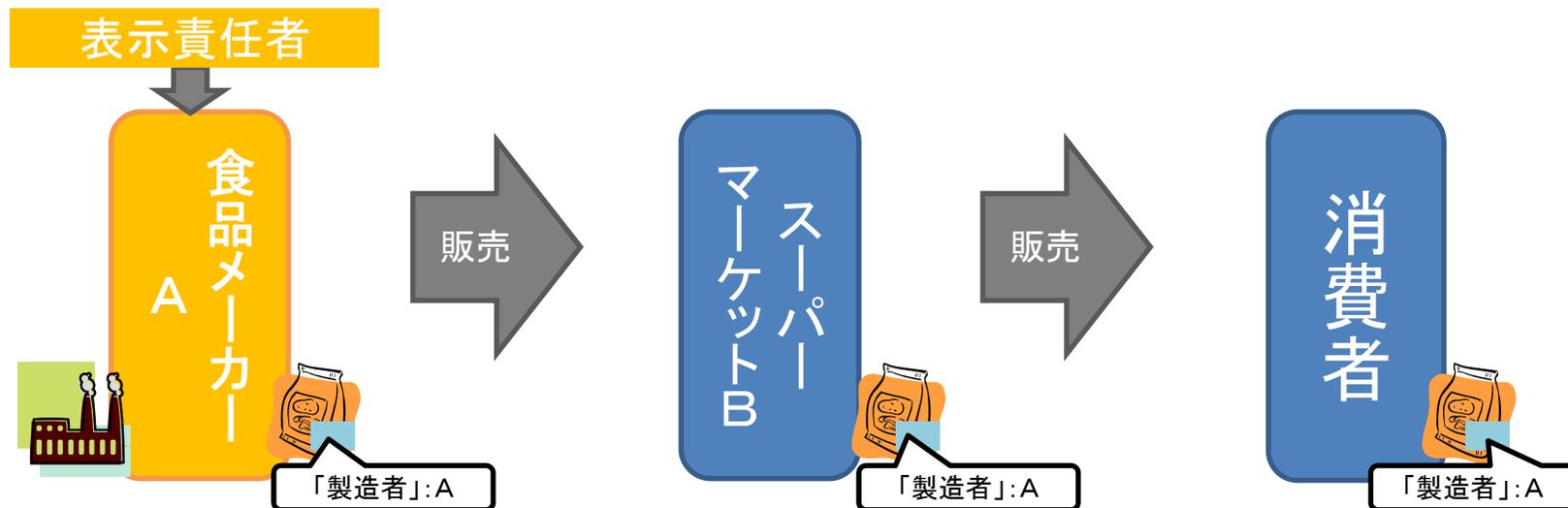
- (1)～(8) (略)
- (9) **製造業者等の氏名又は名称及び住所**  
製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。

# 食品表示基準における表示責任を有する者の考え方

## 食品表示法

- 現行のJAS法に基づく表示基準において「表示内容に責任を有するもの」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は変わるものではなく、食品表示基準においても、「**表示内容に責任を有する者**」の氏名又は名称及び住所の表示が必要。
- 食品表示法は、名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等の情報が食品表示を通じて消費者に提供されることを想定している。
- これらの情報は、「**当該食品の内容を最もよく把握している者**」が有しているため、その者に表示の責任は発生すると考えられる（「販売者」や「製造者」に限定されない。）。  
この点については、生鮮食品や添加物においても変わるものではない。

例：食品メーカーが「当該食品の内容を最もよく把握している」ポテトチップスの場合



※ 現行のJAS法のルール下では、表示内容の責任を複数の者が有する場合に、当事者間の合意によって表示責任者として表示する者が決定されており、その方法には変更はない。

● **このように、「販売者」や「製造者」に限定せずに表示責任者を規定することにより、様々な製造・流通実態に対応可能。**

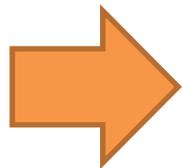
仮に、加工食品について、「販売者」や「製造者」等を表示責任者として規定した場合、表示責任者が必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない又は適切ではない(法が予定していない)場合が生じる。

【「販売者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・小売業者が食品を仕入れて販売するNB商品(ナショナルブランド商品の略。この資料においては、例えば、食品メーカーが企画し、自らのブランドで販売する商品をいう。)《12頁参照》  
→小売業者は、その食品の開発等には携わっていないため、必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない。

【「製造者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・大手メーカーがブランドオーナーであるNB商品(実際に食品を作っているのは別の製造者)《13頁参照》  
→製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない。
- ・小売業者がブランドオーナーであるPB商品(プライベートブランド商品の略。この資料においては、例えば、小売業者や卸売業者が企画し、独自のブランドで販売する商品をいう。)《14頁参照》  
→製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない。
- ・海外で製造され、輸入業者が食品の情報を把握している輸入食品《15頁参照》  
→実際に製造している海外のメーカーは、海外の事業者に対しては食品表示法の指示や命令、罰則は適用されないため、表示責任者として適切ではない(法が予定していない)。

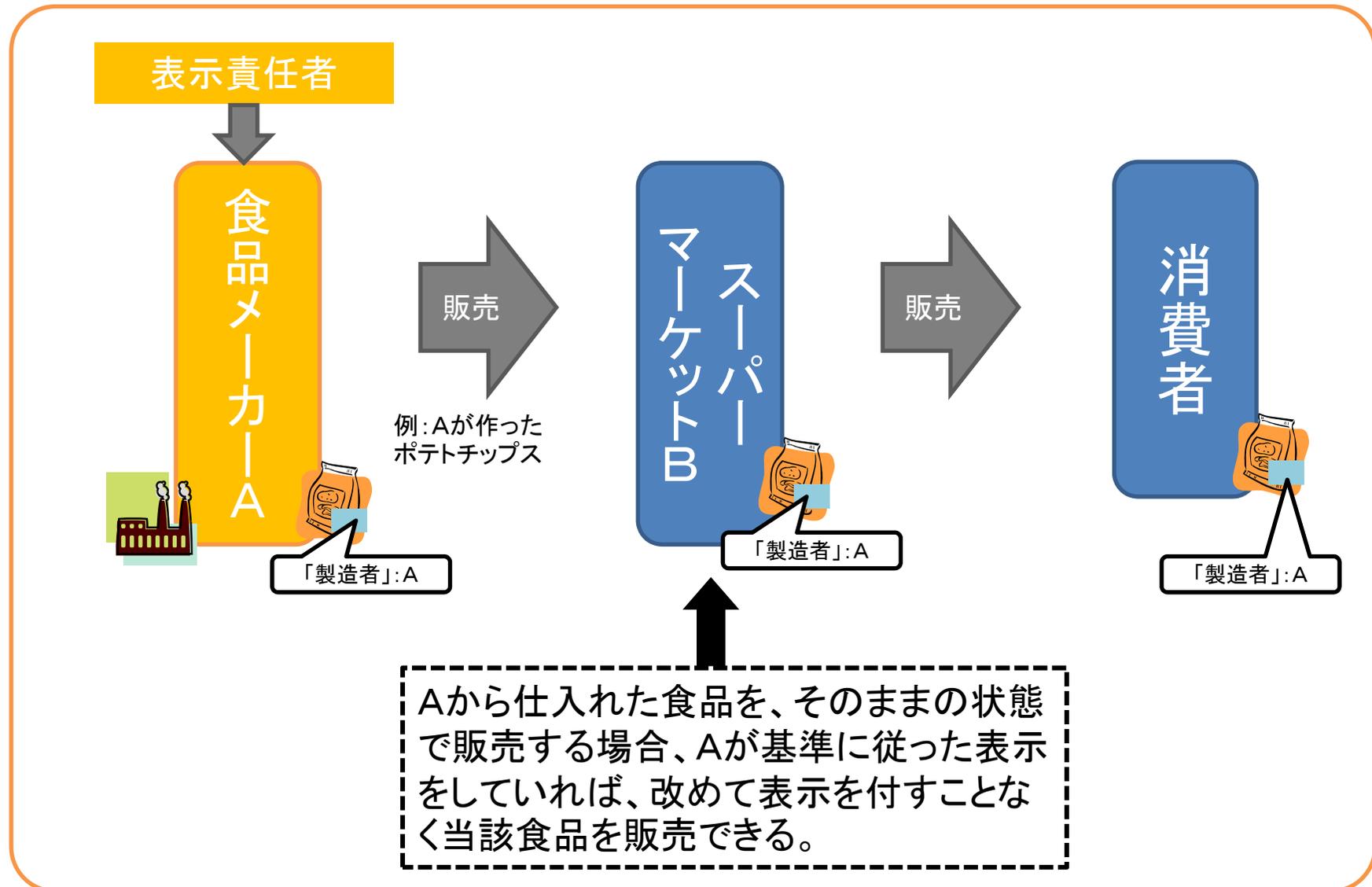


**現行のJAS法と同様に、表示責任者の欄には、それぞれの業態に合わせ、「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」と表示することとする。**

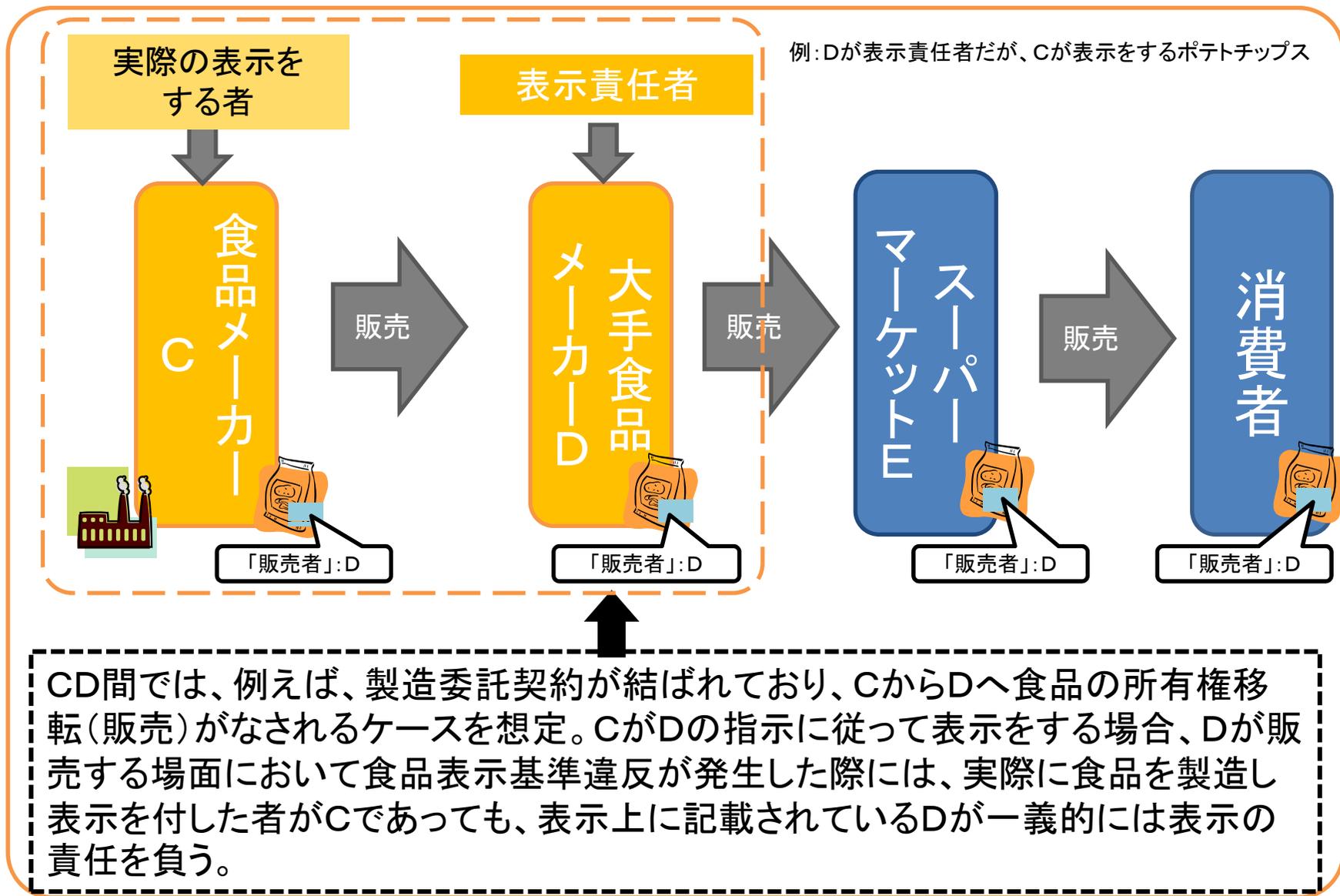
※ 現行制度においては、食品衛生法とJAS法では「製造者」「加工者」が示す者の範囲が異なる場合もあることから、用語の整理を行う(16頁参照)。

※ 酒類については、全ての表示に関する責任を酒税の納税義務者(酒類製造場から酒類を課税移出した酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取った酒類販売業者)が負っていることから、その者を表示責任者として表示することとなる。

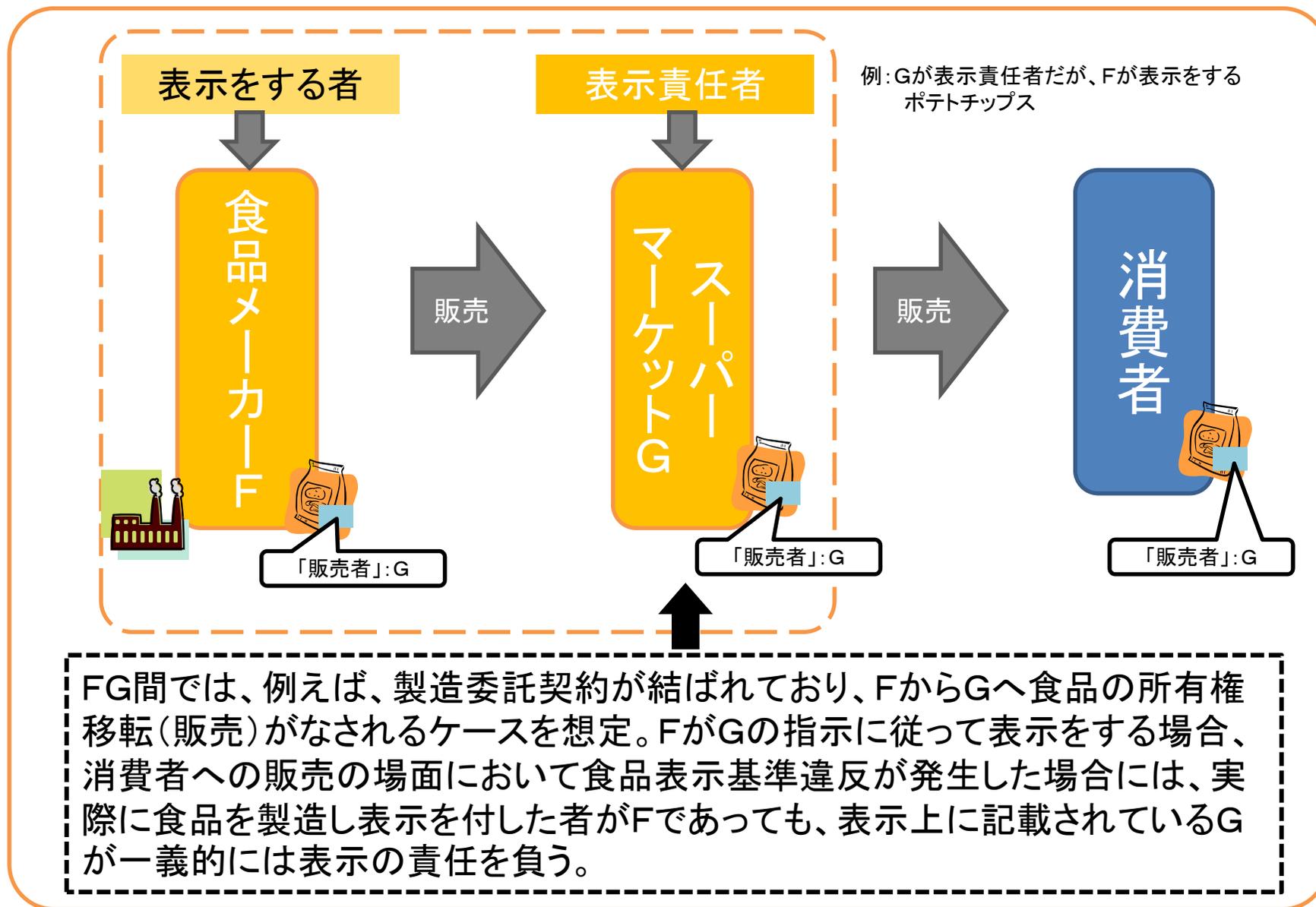
# (参考)食品の様々な流通実態と表示責任者① (一般的なNB商品のポテトチップスの場合)



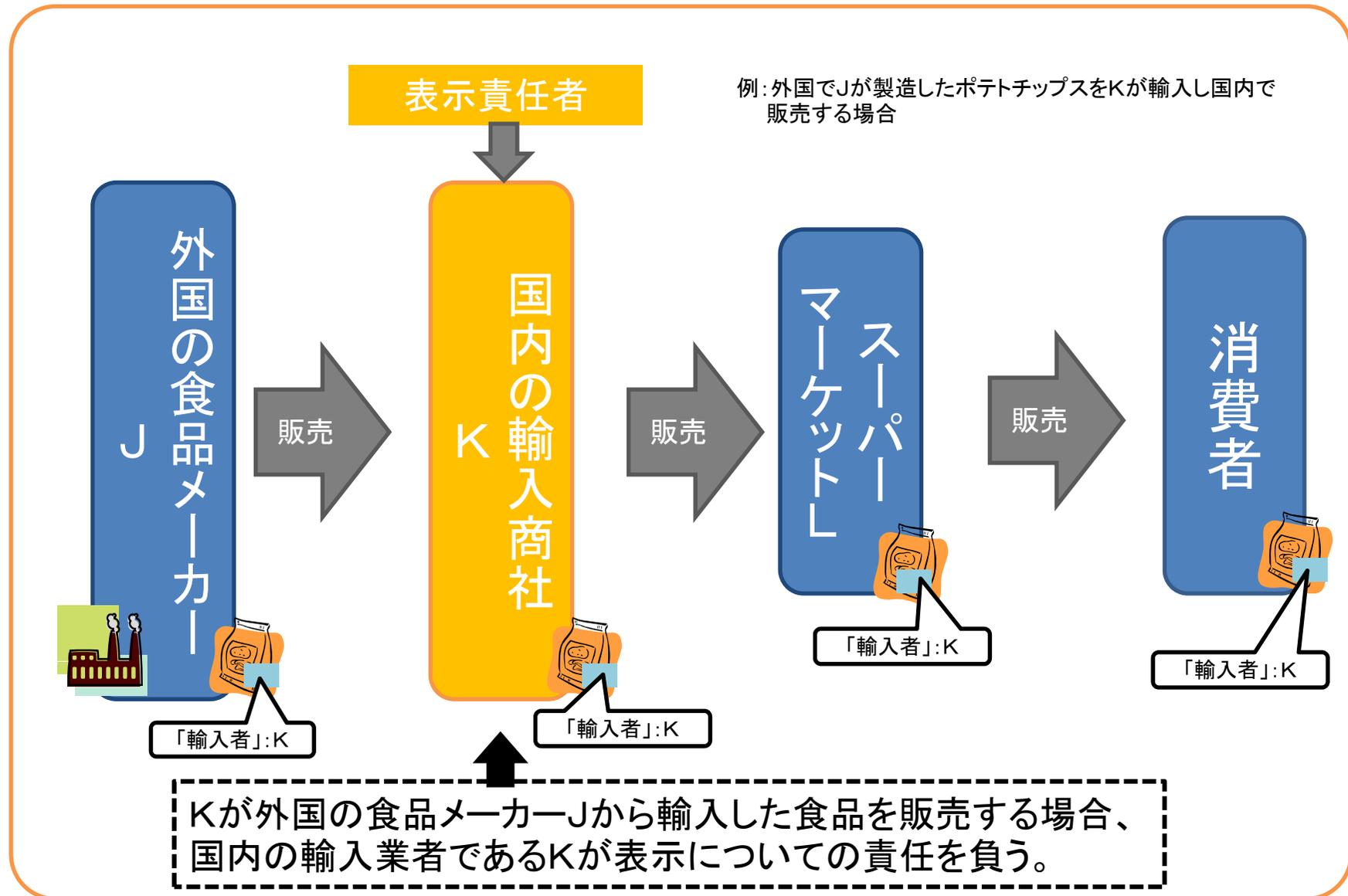
(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者②  
(大手食品メーカーがブランドオーナーであるNB商品のポテトチップス  
(「実際に食品を作っている者」は別の製造業者)の場合)



(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者③  
(小売業者がブランドオーナーであるPB商品のポテトチップスの場合)



(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者④  
(外国で製造され、輸入業者が食品の情報を把握しているポテトチップスの場合)



# 食品表示基準における用語の整理 (案)

製造者	<p><b>実際に食品を製造した者</b>          例: 干しえびを味付けする者、マッシュポテトを成形して揚げてポテトチップスを作る者          →「<b>製造所</b>」とは、<b>食品が製造された場所</b></p>
加工者	<p><b>実際に食品を加工(調整及び選別を含む。)した者</b>          例: 干しえびを袋詰めする者、塩漬けた鮭フィレを切り身にする者          →「<b>加工所</b>」とは、<b>食品が加工(調整及び選別を含む。)された場所</b></p>
輸入者	<p><b>実際に食品の輸入の届出をした者(当該輸入食品の詳細を把握し、その内容について、責任を負う者)</b>          →「<b>輸入者の営業所所在地</b>」とは、<b>輸入の届出をした者の営業所がある場所</b></p>

※1 食品表示基準における「製造」と「加工」の定義(第27回食品表示部会資料より)

「製造」とは、その原料として使用したものと本質的に異なる新たなものを作り出すこと。

「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。

(JAS法上の定義を採用することとした理由)

- 属性の付加を伴うような変化があってはじめて必要な情報量が変化するため、食品一般に義務を課すルールを定めるに当たっての定義としては、JAS法の定義を引き継ぐことが適当。

※2 「製造者」と「加工者」の整理

例えば、バルクで仕入れたうなぎの蒲焼きを工場内で消費者向けにパック詰めした場合は、現行の食品衛生法では「製造」と整理していたが、新たなものを作り出していないため、食品表示基準では「製造」には当たらないこととなる。その一方で、一定の作為は加えていることから、「加工(調整及び選別を含む。)」と整理することとする。

→「製造者」ではなく、「加工者」と表示。

## (参考)「加工食品」と「生鮮食品」の整理について(案)

- 食品衛生法においては、これまで、例えば、「切断」という「形態の変化」は全て「加工（ある物に工作を加え、その物の本質を変えないで形態だけを変化させること）」と整理してきたところ。食品表示基準では、「形態の変化」は「加工（新しい属性の付加）」には該当しないものとして整理することとする。

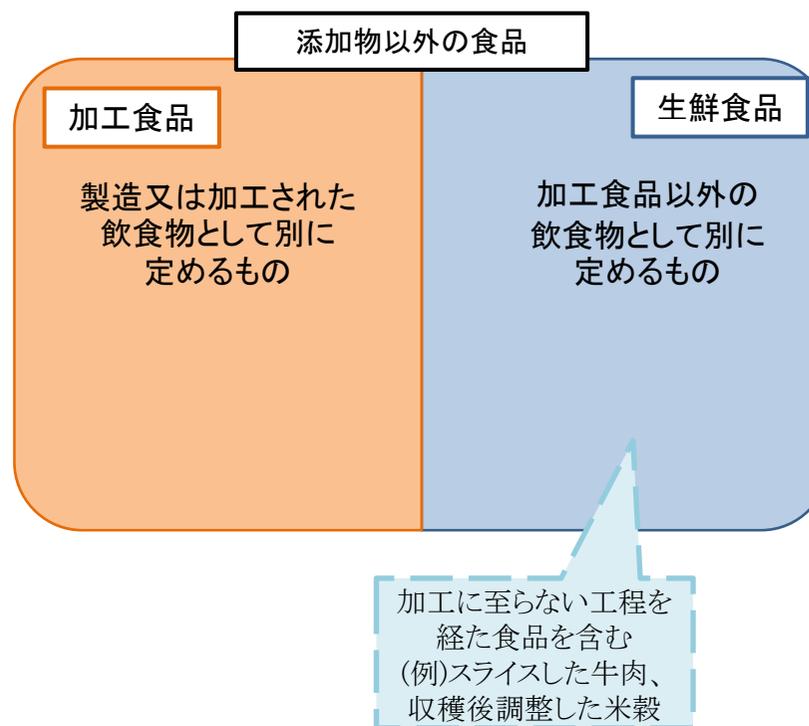
→ 「切断」の工程のみを経た食品は「生鮮食品」とする。

- ただし、このような整理を行ったとしても、これまで衛生上の観点から必要とされていた事項については、「加工食品」、「生鮮食品」の区分にかかわらず、表示を義務付ける。

※ 例えば、食肉については、食品衛生法上、

- ・名称
- ・消費期限又は賞味期限
- ・製造所等所在地及び製造者等の氏名等
- ・添加物
- ・保存方法
- ・鳥獣の種類
- ・刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理を行ったものにあつては、処理を行った旨及び飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨

を表示する義務があり、食品表示基準においても、食肉にはこれらの表示事項を表示させることとする。



# 食品表示基準に基づくルールと 現行の食品衛生法と健康増進法に基づくルールとの関係

前回資料からの変更なし

JAS法の規定を引き継ぎ、当該食品の内容を最もよく把握している者を表示責任者とするとしても、現行の食品衛生法や健康増進法に基づくルールから変更が生じるものではない。

(理由) 両法とも、事業者が食品の販売をする際に、必ず自分で表示を付すことまで要求するものではなく、流通の上流にいる表示責任を有する者が基準に従った表示を行い、それを仕入れてそのままの状態の販売する場合、当然、改めて表示し直す必要はないため(例えば、仕入れたポテトチップスに既に正しい表示がされていれば、自分が表示をし直さずとも、その食品を販売できる。)

## ●食品衛生法

第19条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

2 表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

## ●健康増進法

第31条 内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示に関する基準を定めるものとする。

第31条の2 販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。

実際に製造や加工を行う場所について  
(現行の食品衛生法に基づく表示  
について)

## 実際に製造や加工を行う場所について

### 現行の食品衛生法

当該食品について、最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所(輸入品にあっては、輸入した者の営業所所在地)を表示させることとしている。

(理由) 食品衛生上の問題が生じた場合、当該食品が実際に作られた場所等を特定し、迅速に危害の拡大防止を図る必要があるため。



### 食品表示法

- 食品衛生法において「実際に製造や加工を行う場所」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は食品表示法においても変わるものではない。
- 欄名には、最終的な衛生状態の変化が生じた製造や加工を行う場所であるということが分かるようにするため、「製造所」、「加工所」(輸入の場合は「輸入元」又は輸入者の営業所所在地であることが分かる語)と記載することとする。

## 食品表示基準における用語の整理(案)

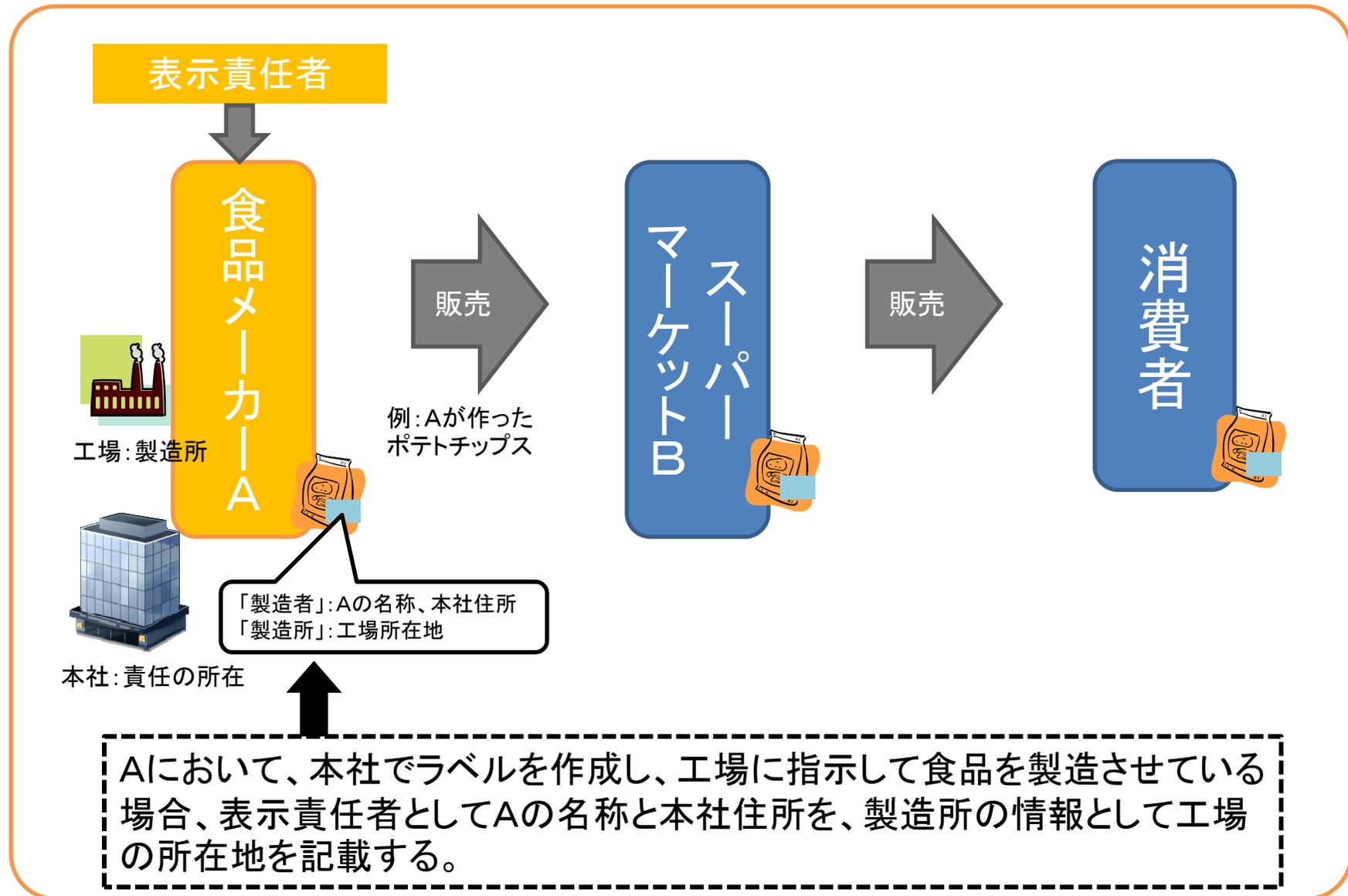
- ここで用いる「製造所」、「加工所」という用語の概念は、16頁で整理したものを使用する。
- ただし、製造や加工を行う場所の情報は、当該食品が実際に作られた場所等を特定し、迅速に危害の拡大防止を図ることを目的としているため、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工(調整又は選別を含む。)を行った場所を表示させることが適当。

(理由)

食品の衛生状態を変化させる小分けをする者(事業者 $\alpha$ )と、その者から仕入れた包装済みの食品をさらに贈答用にラッピングして販売する者(事業者 $\beta$ 、表示責任者)がいる場合、事業者 $\alpha \cdot \beta$ ともに「加工者」となってしまう、情報に重複が生じているように見えてしまう(どちらが表示責任者か判然としない。)

※ 上記の場合、事業者 $\alpha$ については、実際に加工(包装)した場所の情報として表示し、事業者 $\beta$ については、「販売者」として、表示責任者の表示をすることとする。

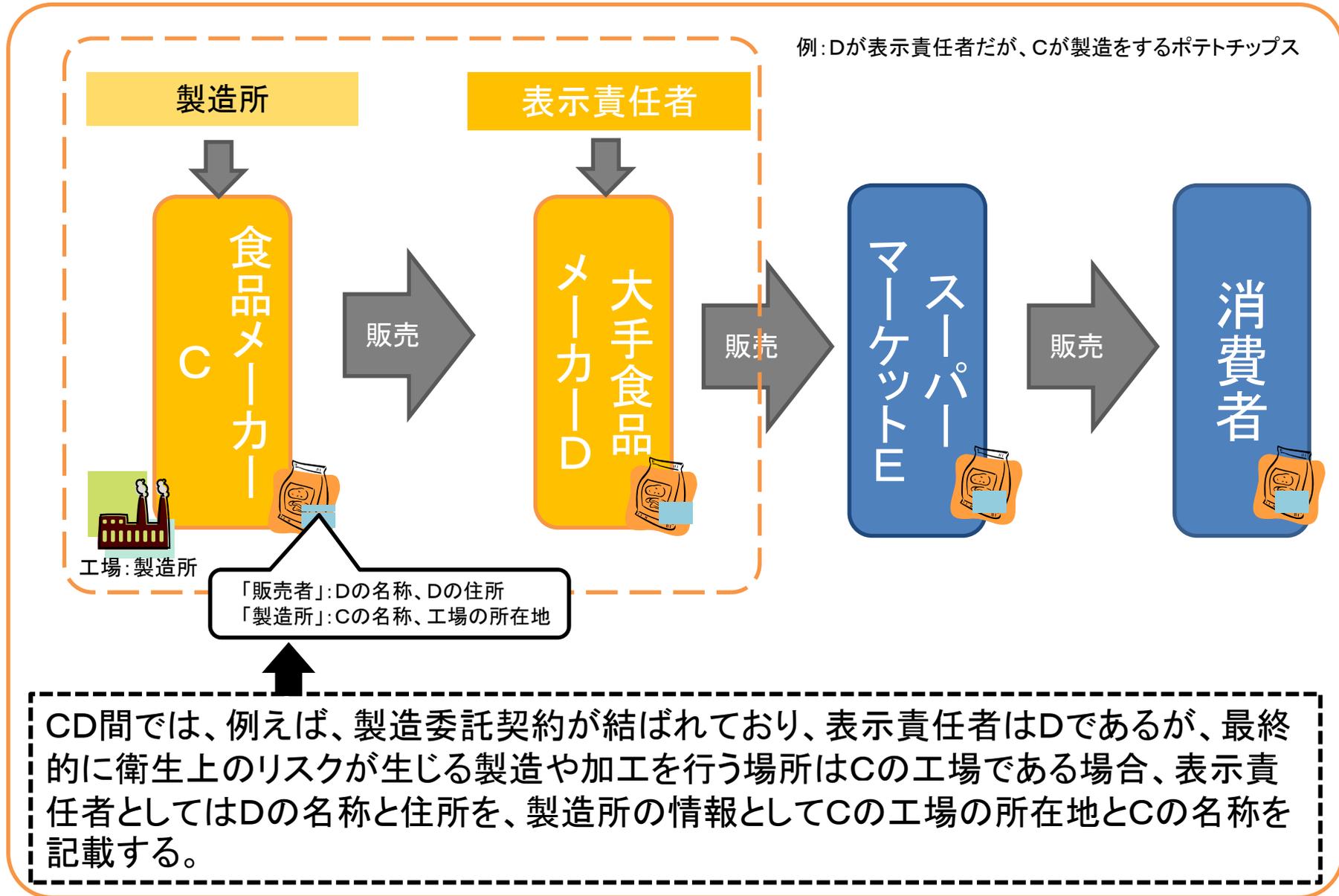
(参考)食品の流通実態と製造所  
(一般的なNB商品のポテトチップスの場合) ※12頁と同じ事例



## (参考)食品の流通実態と製造所

(大手食品メーカーがブランドオーナーであるNB商品のポテトチップス

(「実際に食品を作っている者」は別の製造業者)の場合) ※13頁と同じ事例



# 表示責任を有する者との関係に関する表示例(案)

## パターン①

表示責任を有する者が製造者である場合  
(表示作成の責任が製造した工場にある場合)

製造者	株式会社〇〇 123-0045 ▲▲県△△市…
-----	----------------------------

## パターン②

表示責任を有する者が製造者である場合  
(表示作成の責任のある場所と製造した場所が異なる場合)

製造者	株式会社〇〇 198-0076 ×●県◎◎市…(本社)
製造所	123-0045 ▲▲県△△市…(△△工場)

## パターン③

表示責任を有する者が販売者である場合  
(表示責任を有する者と製造者が異なる場合)

販売者	◆◆株式会社 134-0056 ●●県××市…
製造所	株式会社〇〇 123-0045 ▲▲県△△市…

## パターン④

表示責任を有する者が販売者である場合  
(表示責任を有する者と輸入の届出をした者が異なる場合)

販売者	◆◆株式会社 134-0056 ●●県××市…
輸入元	株式会社☆☆ 156-0078 ▼▼県**市…

※ ある食品の輸入を意思決定した者が実際に輸入の届出を行った場合には、欄名を「輸入者」として、その者の氏名又は名称及び営業所所在地を記載することとする。

# (参考) 食品衛生法における製造所固有記号制度

製造所所在地及び製造者の氏名等の表示については、

A 製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号

または

B 販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号

を記載することにより、表示に代えることができる(基準府令第10条)。

製造所固有記号

(固有記号を認める理由)

- 表示可能面積に制約があり、全ての表示事項を表示することが困難な場合がある。
- 容器包装に入れた後に記号を印字することが可能であるため、同一パッケージを複数の製造所で利用でき、表示に係るコストの削減ができる。
- 製造所所在地及び製造者の氏名等の情報は、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害が生じた場合に、その原因となっている食品の製造所の所在地及び製造者の氏名等をいち早く把握し、迅速かつ的確な措置を講じることにより危害の拡大防止を図ることを目的として表示義務を課していた経緯があり、行政がその情報を把握できればその目的を達成しうるという記号化への許容性がある(なお、消費者からの問合せに対しては適切に対応できるよう、各事業者に指導しているところ。製造所固有記号に関する手引き(Q&A)問2-2参照)。

<表示例>

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	80g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光及び高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	〇〇株式会社 A123 123-4567 東京都▲区...

# 食品表示基準に基づく表示例

# 食品表示基準に基づく表示例

## 食品表示法

### 加工食品の表示例

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	80g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光及び高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	〇〇株式会社 123-4567 東京都▲▲区...
製造所	■株式会社 234-5678 埼玉県△△市...

「表示内容に責任を有する者」の氏名と住所について記載(現行のJAS法と同様)。「製造者」、「加工者」、「販売者」又は「輸入者」を記載。

※ 電話番号やメールアドレス等の情報は、消費者からの問い合わせ先として役に立つものであるため、その表示をすることは望ましい。

最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所について記載(現行の食品衛生法と同様)するが、欄名は、「製造所」又は「加工所」(輸入の場合は「輸入元」など)とする。

(なお、表示責任者に係る情報と同一である場合は、省略することができる。)

※ 下線部分は、3頁からの変更がある箇所。